



北海道水産業・漁村振興推進計画 (第4期)

変化に対応した水産業の体質強化と漁村の活力向上に向けて

平成30年3月

北 海 道

目 次

第1	計画策定の考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画策定の手法	1
4	計画の期間	1
第2	水産業・漁村の振興に関する基本的な方針	
1	水産業・漁村をとりまく情勢の変化	2
2	本道水産業・漁村の現状と課題	4
3	施策推進の基本的な考え方	5
4	施策展開にあたっての留意点	6
第3	施策の展開方向	7
1	水産資源の適切な管理及び秩序ある利用	8
2	栽培漁業の推進	9
3	担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進	10
4	安定的な水産業経営の育成	11
5	協同組合組織の経営の安定	12
6	安全かつ良質な水産物の安定的な供給	13
7	水産物の競争力の強化	13
8	水産資源の生育環境の保全及び創造	14
9	環境と調和した水産業の展開	15
10	快適で住みよい漁村の構築	16
11	活力ある漁村の構築	16
12	道民理解の促進	17
13	水産業の振興に関する技術の向上	17
第4	水域別の施策の展開方向	19
1	区分の考え方	19
2	水域別の施策の展開方向	20
(1)	日本海北部海域	20
(2)	日本海南部海域	21
(3)	えりも以西太平洋海域	22
(4)	えりも以東太平洋海域	23
(5)	オホーツク海海域	24
(6)	内陸の水域	25
第5	計画の目標（漁業生産の目標）	26
第6	計画の推進体制	28
1	推進体制	28
2	推進管理	28
資料編		29
1	関連図表	29
2	関連指標	30
3	海域別の漁業生産の目標	30
4	関連する主な計画等	31
5	用語解説	32

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

「北海道水産業・漁村振興推進計画」（以下、「計画」という。）は、「北海道水産業・漁村振興条例」（平成14年3月29日北海道条例第3号。以下、「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例に掲げている道が講ずる基本的な施策を、総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、中長期的な視点に立って、条例の目的を実現するために水産業・漁村の振興に関する施策の基本的な事項及び漁業生産の目標等を示すものです。

また、この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画として位置付けられるものです。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組に位置付けています。

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）
2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会
全体の開発目標。
17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。

3 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、条例の規定に基づき、道民の方々の意見や北海道水産業・漁村振興審議会の意見を聴いて策定しています。

4 計画の期間

この計画では、水産業・漁村をめぐる情勢の変化や、国の水産基本計画、道の北海道総合計画との整合を勘案し、今後10年程度（おおむね平成39年）の展望のもと、当面5年間（平成30年度から平成34年度）の取組を示しています。

なお、大きな社会経済情勢の変化があった場合など、期間内においても必要に応じて計画を見直すこととします。

第2 水産業・漁村の振興に関する基本的な方針

1 水産業・漁村をとりまく情勢の変化

(1) 我が国の社会経済情勢の変化

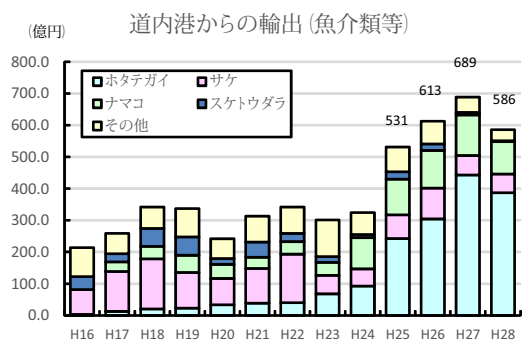
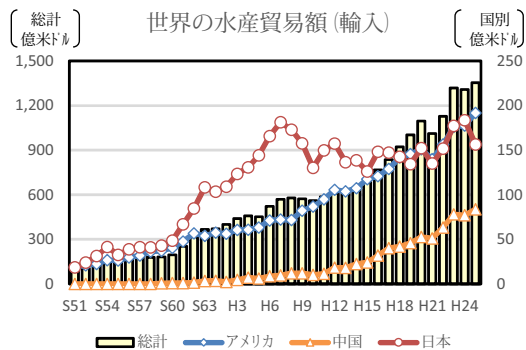
①人口減少・高齢化の急速な進行

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進行し、生産・消費の縮小による地域経済への影響が懸念されており、本道では全国を上回るスピードで人口減少が続いているのに加えて、都市部への人口集中と地方の過疎化が進行していることから、漁村地域の活力低下が懸念されています。

②国際社会のグローバル化の進展

世界的な人口の増加や経済の発展、さらには、海外での日本食ブームなどを背景として、アジアを中心に世界の水産物市場は拡大しています。また、主要貿易国間では、TPP協定や日EU・EPA協定などの国際貿易交渉が進められています。

このような状況の中、国では、水産物輸出額3,500億円を目標として「農林水産業の輸出力強化戦略」を策定したほか、道では、「北海道総合計画」において道産食品輸出額1,500億円を目標として「北海道食の輸出拡大戦略」に基づき取組を進めることとするなど、輸出促進施策が進められています。



③大規模自然災害リスクの高まり

東日本大震災をはじめ、近年の台風・低気圧などの自然災害によって甚大な被害が相次いで発生しており、迅速な復旧・復興の取組が必要となっています。

加えて、今後、南海トラフ地震等の大規模な地震や津波、激甚化が懸念されている台風・低気圧などの大規模自然災害への万全な備えが必要となっています。



[海岸に打ち上げられた定置網]



[損壊した養殖施設]



[漂流流木の撤去]

④北方四島における共同経済活動に係る協議の開始

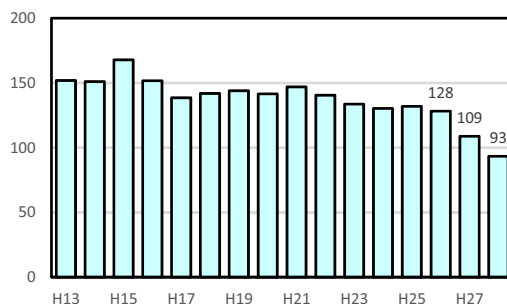
平成28年12月の日ロ首脳会談において、北方四島における共同経済活動を行うための特別な制度に関する協議の開始について合意され、日ロ間で協議や現地調査等が行われてきています。

(2) 水産業をめぐる情勢の変化

①海洋環境の変化や災害等の影響による漁業生産の減少

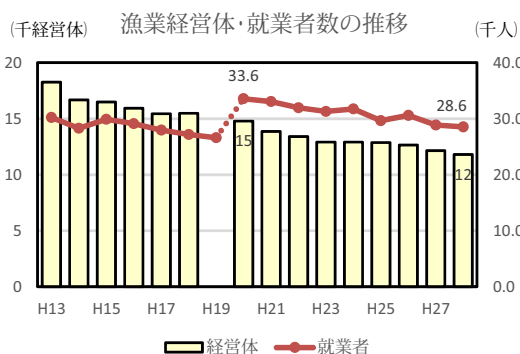
近年、海水温等の海洋環境の変化や台風・低気圧による被害、漁業就業者の減少等の影響によって、漁業生産は減少傾向で推移しています。特に、平成28年の海面漁業の生産量は93万トンと、2年前と比べて30万トンを超える減少となっており、漁業をはじめ、水産加工業や流通業等の関連産業に大きな影響が生じており、漁村地域の活力低下が懸念されています。

生産量(海面・内水面)の推移



②漁業生産体制の脆弱化

本道の漁業就業者の減少・高齢化に加えて、漁船や漁労設備等の生産基盤の老朽化など、漁業生産体制の脆弱化が進んでおり、将来にわたって水産物を安定的に供給し続ける体制の確保が危ぶまれています。



③国際的な漁業情勢の変化

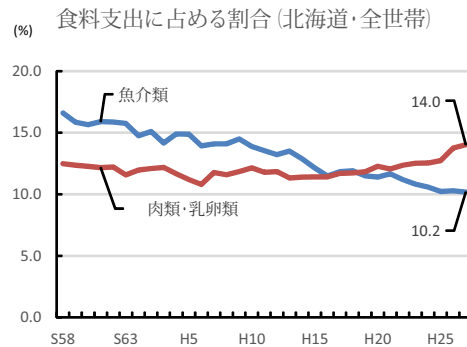
ロシア水域におけるサケ・マス流し網漁業は、道東地域の経済を支える重要な漁業の一つでしたが、ロシア連邦の法制定によって平成28年1月から操業が禁止となったことから、当該漁業に代わる新たな生産体制づくりが求められています。

また、マグロ等の高度回遊性魚種の資源管理に係る取組や、公海でのサンマや日本海の排他的経済水域内でのイカ等を対象とした外国漁船の操業活発化への対応など、国際的な枠組みの下で関係国が協調した資源管理の取組の重要性が高まっています。

④消費者の魚離れ

家庭における水産物の消費は減少が続き、また、魚介類の摂取量は若年齢層で少ない状況にあるのに加えて高年齢層でも漸減傾向で推移しており、我が国の人口減少とあいまって、今後、水産物消費が一層低下していくことが懸念されています。

一方で、日本人の魚好きは健在ですが、核家族化や女性の社会進出等を背景として、食の外部化や簡便化など、消費者ニーズは多様化しています。



⑤水産業・漁村の活性化に向けた浜プランの取組の推進

国では、平成26年以降、水産業の再生を図るため、浜プランの策定とその実践を推進しており、道内では、「浜の活力再生プラン」に基づき、収入向上とコスト縮減を図る取組や、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、リース漁船や省力機器の導入等の競争力強化を図る取組などが展開されています。

2 本道水産業・漁村の現状と課題

本道は我が国最大の水産物供給基地であり、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給することが期待されています。

また、水産業は本道の基幹産業であり、漁村地域などの経済社会の維持安定に重要な役割を果たしていますが、本道水産業・漁村は様々な課題を抱えています。

(1) 漁業生産の減少への対応

本道の漁業生産は、近年の海洋環境の変化などの影響によって漁業生産量が減少し、漁業のみならず、水産加工業等の地域経済にも影響が生じていることから、漁業生産の早期回復と安定化が喫緊の課題となっています。

このため、本道の主要魚種である秋サケやホタテガイ、コンブの生産回復・安定化、減少している資源の適切な管理、海域特性や多発する自然災害に対応した栽培漁業などの取組を一層推進するほか、漁獲が増加傾向にある資源の有効活用や、新たな養殖技術の開発などの生産増大に向けた取組を推進していく必要があります。

(2) 経営環境の変化と漁業就業者の減少・高齢化への対応

漁業経営は、漁業就業者の減少・高齢化や漁船等の老朽化等で生産体制は脆弱化していることから、将来にわたって水産物を安定供給していくためにも、収益性の高い経営体の育成と人材を確保することが課題となっています。

このため、漁船の更新や生産性向上等によって収益性向上を図っていくとともに、地域の実情に応じた担い手の育成・確保などの取組を進めていく必要があります。

(3) 国内消費の減少と海外需要の高まりへの対応

国内での魚離れが進む中、ライフスタイルの変化等に対応した道産水産物の国内消費の拡大を図るとともに、高まる水産物の海外需要を積極的に取り込むため、輸出手続きの円滑化などの輸出拡大に向けた環境づくりを進めていく必要があります。

また、国内外で消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中、放射性物質等のモニタリングなどに取り組み、道産水産物の安全・安心を確保していく必要があります。

(4) 漁村地域の活力向上への対応

本道の漁村地域は、人口減少や高齢化に加えて、基幹産業である漁業の生産も減少していることから、安全で住みよい漁村地域の形成を図るとともに、漁港を核とした魅力ある漁村づくりの推進などの取り組みにより、漁村地域の活力向上を図っていく必要があります。

また、トド等の有害生物による漁業被害の防止対策の強化や藻場・干潟等の保全活動の推進など、自然環境と調和した事業活動を展開していく必要があります。

(5) 水産技術の向上と道民理解の促進への対応

近年、水産資源や海洋環境が大きく変化し、消費等の道民ニーズが多様化する中、情勢の変化に的確に対応した調査研究や水産技術の普及を推進する必要があります。

また、将来にわたって本道水産業・漁村を発展させていくためには道民の理解が不可欠であることから、食育等を通じて道民の理解を深めていく必要があります。

3 施策推進の基本的な考え方

本道の水産業・漁村を取り巻く情勢は、漁業生産の大幅な減少、漁業就業者の減少・高齢化に加えて、国際情勢や国内の社会経済情勢の大きな変化など、一層厳しさを増しており、漁業をはじめ、漁業生産を基盤とする水産加工業等の関連産業への影響や、漁村地域の活力の低下が懸念されています。

このため、第4期計画では、喫緊の課題である漁業生産の早期回復と安定化、漁業経営体の収益性向上と人材の確保、国内外での消費拡大に重点的に取り組むとともに、将来にわたって発展できるよう水産業の体質強化に向けて次の方針に基づき取組を進めていきます。

(1) 海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化

漁業生産の早期回復と安定化に向けて、秋サケやホタテガイ、コンブ等をはじめとした栽培漁業を積極的に推進するとともに、資源状況の変化を踏まえながら、適切な資源管理の取組を推進していきます。

(2) 漁業経営体の収益性向上と人材の育成・確保

国際的な競争力を備え、継続的に漁業活動を担い続ける漁業経営体の育成に向けて、収益性向上や新たな生産体制づくりなどの取組を推進するとともに、将来の漁村地域を支える漁業就業者を育成・確保する取組を促進していきます。

(3) 安全で良質な道産水産物の安定供給と消費拡大

水産物の安全・安心を確保するため、放射性物質等のモニタリングや生産・流通の拠点となる漁港・流通加工施設の衛生管理の高度化などを進めるとともに、消費者ニーズの多様化や海外での需要の高まりに対応するため、国内外での消費拡大に向け、販路拡大や魚食普及の取組などの取組を進め、道産水産物の競争力の強化に努めていきます。

(4) 水産業を核とした活力ある漁村地域の形成

漁村地域の活力向上を図るため、防災力強化等の安全で住みよい漁村づくりや、海を活かした特色ある地域づくりなどを進めていくほか、豊かな水産資源を育む水域環境の保全や海獣等による漁業被害対策の推進など、水産業が環境と調和して発展していけるよう取組を進めていきます。

(5) 水産業・漁村の発展を支える水産技術の向上と道民理解の促進

水産資源や海洋環境等の変化等を踏まえて、資源管理や増養殖、水産物の高度利用等の技術開発を促進するとともに、多様化する地域ニーズに対応した水産技術の普及を推進します。

また、本道の水産業・漁村が果たす公益的な役割等についての道民の理解を深めるため、漁業者、市町村、学校関係者及び市民団体等と連携しながら、食育や漁業体験などと併せ水産業・漁村についての総合的なPR活動を展開していきます。

4 施策展開にあたっての留意点

(1) 適切な役割分担

施策の効率的な推進にあたっては、国や市町村、水産関係者などとの適切な役割分担や連携協力が不可欠なことから、関係機関等との情報交換や施策提案などに努めていきます。

また、環境保全や漁村振興、地産地消等の取組においては、関係機関に加え市民団体、地域の住民や農林業など他産業とも連携を図りながら、取組を進めていきます。

(2) 道民理解の促進

水域環境の保全や遊漁における秩序ある漁場利用、余暇活動におけるルールづくりなどは、道民の理解と協力の下に進めていくことが不可欠であり、また、水産物の消費においても道民全体の積極的な役割が期待されています。

道民自身が水産業・漁村を支えるという視点に立ち、水産業の振興などに自発的に関わっていけるよう、水産関係者や市民団体などの多様な主体と連携強化して道民理解の促進に努めていきます。

(3) 円滑な事業の推進

水産業・漁村の振興を図る上で、法制度などの整備も重要となることから、国の所管事項については、必要な制度改正や新たな事業創設を求めています。

道としても、国と連携しながら、制度の検討や整備に努めるとともに、政策評価による事業の点検・見直しなど、円滑に事業が進められるよう努めていきます。

第3 施策の展開方向

条例の3つの基本理念の実現に向けて、第2の水産業・漁村の振興に関する基本的な方針に沿って、条例第2章「水産業及び漁村の振興に関する基本的施策」に示す条例第8条から第20条の各項目ごとに、今後10年程度（おおむね平成39年）を見通した中で、当面5年間（平成30年度から平成34年度）の施策の展開方向を取りまとめています。

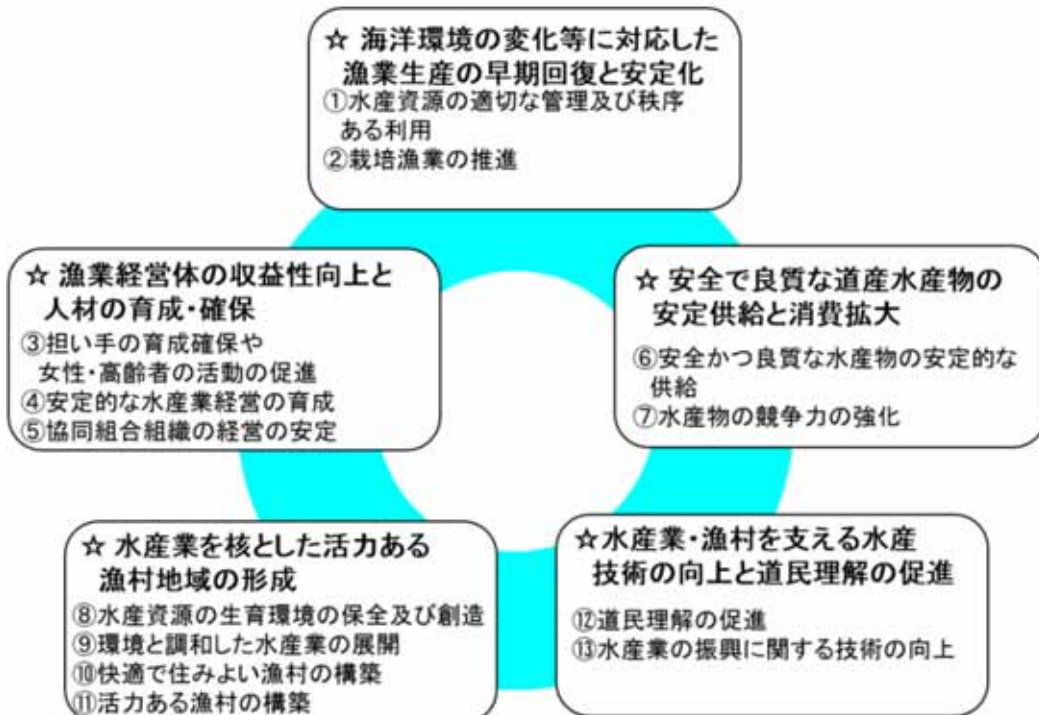
条例に示す13項目の基本的施策と計画の基本的な方針は、次のような大きな関係にありますが、個々の施策の効果をあげるため、相互の有機的な連携を念頭に置いて取組を進めていくこととしています。

変化に対応した水産業の体質強化と漁村の活力向上に向けて

《北海道水産業・漁村振興条例の3つの基本理念》

- I 将来にわたっての安全かつ良質な水産物の安定的供給
- II 地域を支える活力のある産業としての水産業の発展
- III 水産業の基盤のみならず自然とのふれあいなど多様な機能を発揮する漁村の発展

《計画の5つの方針》



1 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用

● 施策課題

- 水産資源を持続的に利用していくため、資源状況を的確に把握するとともに、スケトウダラやホッケなどの資源が減少している魚種の資源管理の高度化や、イワシなどの資源が増加傾向にある魚種の有効活用など、適切な資源管理を推進する必要があります。
- 悪質で組織的なナマコや秋サケ等の密漁に対処するため、取締機関と連携した取組が必要です。
- 漁業と遊漁が調和した適切な資源利用と秩序ある漁場利用を促進する必要があります。

● 施策の展開方向

○ 漁業者による資源管理の取組の促進

- 国や道が策定する資源管理指針に沿って関係漁業者が計画・実施する漁業者の自主的な資源管理の取組を推進するとともに、漁獲努力量削減等の資源状況に見合った操業体制づくりを進めます。
また、付加価値向上等で漁業経営を安定させながら、漁獲圧の抑制等で資源回復を促す取組を促進します。

○ 海洋環境の変化等で増加傾向にある資源の利用促進

- 近年、資源が増加しているイワシやサバ等の有効利用を図るための操業体制づくりを推進します。

○ 適切な資源管理の推進

- 試験研究機関と連携して、資源管理の基礎となる資源評価精度の向上に努めるとともに、TAC制度等の適切な運用を図ります。
- 沿岸漁業と沖合漁業が共に利用しているホッケやスケトウダラなどの資源について、漁業者と国や道による協議の場などを通じ、双方が可能となる具体的な資源管理の取組や合理的な漁場利用を図るための協議を促進します。
- サンマやクロマグロ等の国際的な資源管理が進められている魚種の資源回復に努めます。

○ 密漁取締体制の強化と漁業秩序の維持

- 密漁監視や啓発活動等の密漁防止対策を推進するとともに、取締機関等との連携など取締体制の充実強化を図り、悪質で組織的な密漁の防止に努めます。
- 我が国周辺海域における外国漁船の操業について、適正化を国に働きかけるとともに、関係機関と連携のもと、洋上監視を実施するなど、水産資源の管理と操業秩序の維持を図ります。

- 遊漁者の漁業や資源管理に対する理解の促進
 - ・ 秋サケやサクラマスを対象とした「船釣りライセンス制」などによる資源の保護や秩序ある漁場利用の取組を推進します。
 - ・ 漁業と調和した健全な遊漁を確立するため、地域の実情に応じた自主的なローカル・ルールづくりを進めます。

2 栽培漁業の推進

- 施策課題
 - ・ 本道の栽培漁業の主要魚種である秋サケやコンブは漁業生産の減少が続いており、また、ホタテガイは平成26年度の低気圧被害等で減産となっていることから、これら3魚種の生産回復と安定化を図る必要があります。
 - ・ 漁業生産が減少する中、栽培漁業については、一定の成果が現れていることから、増養殖技術の開発や普及、効率的かつ安定的な種苗生産放流体制づくりを進めることが必要となっています。
 - ・ 水産生物の良好な生息環境を創出するため、藻場・干潟の回復や漁場等の計画的な整備が必要となっています。
- 施策の展開方向
 - 秋サケやホタテガイ、コンブの生産回復と安定化
 - ・ 秋サケについては、来遊数が大幅に減少しており、健康な稚魚の育成・放流が重要であることから、良質な種卵の確保を図るため、親魚の遡上に配慮した河口域での採捕規制や漁場の配置等を検討するほか、試験研究機関や民間団体等と連携して、心化場の改修や改良飼料の導入等により稚魚の飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流技術の改良などの取組を推進します。
 - ・ ホタテガイについて、オホーツク海海域では、漁場の被害発生リスクを表すハザードマップの作成や時化の影響が少ない沖合での漁場造成など、波浪に強いホタテガイの漁場づくりを推進するとともに、噴火湾海域における養殖技術の改良などを推進します。
 - ・ コンブについて、海水温上昇等の海洋環境の変化による着生状況への影響を踏まえながら、雑海藻駆除等の漁場機能の回復を効果的に進めるとともに、養殖技術の改良、さらには、省力機器の導入等による生産体制の効率化などの取組によって生産力向上を図ります。
 - 海域特性に応じた栽培漁業の推進
 - ・ 栽培漁業基本計画に基づき、試験研究機関等と連携して栽培技術の開発を推進し、複数施設での親魚養成など種苗生産の安定化やコスト縮減を進めるほか、放流効果の向上の取組を進めるなど、実効性の高い栽培漁業を展開します。
また、成長した放流種苗を親魚として残り残して再生産を促す資源造成型栽培漁業を推進し、広域種であるヒラメやマツカワについては、他県と連携した広域的な資源管理の検討や種苗放流などの資源造成を進めます。

- ・ 日本海南部海域のニシンについては、放流効果を検証しながら種苗放流体制づくりの取組を推進するとともに、ナマコについては、大型種苗の育成や放流等の栽培技術の開発を進めます。
 - ・ 魚病の発生予防・まん延防止に向けて、試験研究機関等と連携して魚病の調査・検査等に取り組みます。
- 二枚貝など新たな養殖業の展開
- ・ 漁業生産が低迷している日本海地域において生産向上を図るため、ホタテガイやウニ等の養殖の導入を促進します。
 - ・ 本道の海域特性に合った養殖業の新たな展開に向けて、試験研究機関等と連携して、アサリやイワガキ、ムールガイ等の二枚貝やサケ・マス等の魚類の新たな養殖技術の開発・改良を推進します。
- 水産環境整備による海域の生産力向上
- ・ 水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成の場となる藻場や干潟の保全・創造を推進します。
 - ・ 藻場・干潟と魚礁・増殖場の一体的な整備など、水産生物の生活史に配慮した漁場整備を展開し、海域全体の生産力向上を図ります。

3 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進

- 施策課題
 - ・ 漁業就業者の減少・高齢化によって、水産物の安定供給や漁村地域の活力低下が懸念されていることから、新規漁業就業者を育成・確保する取組を一層推進する必要があります。
 - ・ 新規漁業就業者の受入にあたっては、市町村や漁協、漁業者等の地域の関係者が連携した受入体制の構築が必要となっています。
 - ・ 漁労作業や地域活動で重要な役割を担っている女性や高齢者に配慮した就労環境づくりを進めるとともに、女性の視点や能力を発揮する取組などを促進し、漁村地域の活力向上を図っていく必要があります。
- 施策の展開方向
 - 漁業技術や知識の習得に関する研修の充実
 - ・ 漁業後継者などに対する漁業技術や資格取得などの総合的な研修のほか、U・Iターンや転業者向け入門研修、資源管理や経営管理などの関係者のニーズを踏まえた研修を実施するとともに、漁業現場における長期研修等により、漁業に関する技術や知識の習得を促進します。
 - 新規就業者の確保と育成の促進
 - ・ 北海道漁業就業者支援協議会と連携して道内外への就業情報の発信や漁業就業支援フェア等を活用したマッチングを実施するとともに、高校生を対象とした出前授業や企業説明会等の開催、就業・暮らし体験の機会創出などによって漁業就業の関心を高め、新規参入を促進します。

- 市町村や漁協等を主体とした地域での新規就業者の受入体制の整備を進めるとともに、就業機会の確保や住環境の整備等の総合的な対策の促進などによって、新規就業者が定着しやすい環境づくりを進めます。
 - 地域で営まれている漁業の状況を踏まえて、新規就業者が複数の漁業を組み合わせさせて技術を習得し、安定的な収入を確保する新たな就業モデルの検討を進めます。
- 高齢者や女性に優しい就労環境の整備
- 労働負担の軽減に配慮した漁港や漁場の整備、省力機器の導入促進などによって高齢者や女性が働きやすい環境づくりを進めます。
- 漁村地域におけるグループ活動の促進
- 漁村地域の漁業振興を図るため、漁業士や漁協青年部等を中心とした養殖試験や環境保全、食育活動などのグループ活動を促進します。
 - 漁村地域の活性化に重要な役割を果たしている漁村の女性活動が円滑に行われるよう、女性の視点を活かした水産物の加工販売や魚食普及などの取組を促進します。

4 安定的な水産業経営の育成

- 施策課題
 - 資源減少や自然災害の発生、社会経済情勢の変化など、厳しい経営環境が続いている中、情勢の変化に対応しうる漁業経営体を育成することが必要となっています。
 - 漁船や漁労機器等の生産基盤の老朽化が進んでおり、持続的な生産体制を確保するためにも、これらの計画的な更新が必要となっています。
 - 本道の漁労所得は、農業所得や勤労者世帯実収入の半分程度と低位にあることから、所得の向上を図っていく必要があります。
 - 漁業生産が大きく減少している日本海地域や、ロシア水域サケ・マス流し網漁業の操業禁止の影響を受ける道東地域において、増養殖などの新たな生産体制づくりを進める必要があります。
 - 北方四島隣接地域周辺の地域振興を図るため、四島周辺海域やロシア200海里水域における安定的な操業機会の確保が求められています。
- 施策の展開方向
 - 漁業経営における収益性の向上
 - リース漁船や省力・省コスト機器の導入、生産体制の効率化等による経費縮減の取組や、付加価値向上等による収入向上の取組によって収益性の高い操業体制への転換を促進します。
 - 低利用となっている漁場の有効活用や、資源状況の変化等を踏まえて複数の漁業を組み合わせる経営を維持する複合漁業の取組などを促進し、生産性や漁業所得の向上を図ります。

○ 漁業経営の安定

- 適切な資源管理等と漁業経営の安定を図るため、資源管理・収入安定対策の加入を促進するとともに、多発する自然災害の備えとしての漁業施設共済の加入や、燃油価格高騰の備えとしての漁業経営セーフティネット構築事業の活用、さらには、漁業者の資金の円滑な融通を図るための漁業関係制度資金や信用保証制度の活用などによって漁業経営の安定を図ります。
- 日本海地域において、養殖の拡大や他漁業との組合せ等による新たな生産体制づくりや、付加価値向上の取組を推進します。
- 道東地域において、ロシア水域サケ・マス流し網漁業に代わる漁業や増養殖などの新たな生産体制づくりを進めます。

○ 日本とロシアの協力関係に基づいた漁業生産体制の確保

- ロシアとの資源の共同管理に向けて、ロシアとの共同研究を通じた研究者の交流、資源の共同管理に向けた調査や協議の場づくりを推進します。
- 北方四島周辺水域及びロシア200海里水域における安定的な操業体制の確保に向けて、ロシアとの漁業交渉や漁業交流の取組を促進するとともに、ロシア船による漁具被害の防止などに努めます。
- 隣接地域の発展につながるよう、北方四島での共同経済活動における増養殖等の取組について、具体的な検討を進めます。

5 協同組合組織の経営の安定

● 施策課題

- 協同組合組織が、組合員の経営指導や漁業後継者の育成・確保、浜プランの取組の実践などで主体的な役割を十分に発揮できるよう、運営体制の充実・強化が求められています。
- 漁業生産の減少や組合員の減少など、協同組合組織の経営基盤の弱体化が懸念されており、経営の安定と健全性の確保が必要となっています。

● 施策の展開方向

○ 漁業協同組合の組織体制や事業の充実・強化

- 漁協系統団体等と連携して経営指導を進めるとともに、組合経営・事業に係る人材の育成など、組織体制や事業の充実・強化に向けた取組を促進します。

○ 漁業協同組合・水産加工業協同組合の経営安定と健全性の確保

- 国や道、漁協系統団体が行う検査、指導監督により法令遵守や漁協経営の健全性の確保に努めます。
- 漁協系統団体と連携し、経営不振漁協が取り組む財務改善計画等の策定指導を行うとともに、計画の着実な進行管理を行います。

6 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

- 施策課題
 - ・ 国内における需要への対応、さらには、輸出促進を図っていく上で、道産水産物の安全・安心の確保が求められています。
 - ・ 良質な水産物を安定供給するため、生産から流通・加工に至る過程において品質保持や衛生管理の高度化のための体制整備が必要となっています。

- 施策の展開方向
 - 道産水産物の安全・安心の確保
 - ・ 道産水産物の放射性物質のモニタリングを実施し、道産水産物の安全・安心の確保に努めます。
 - ・ 貝毒やウィルスの監視などを実施し、二枚貝等の安全確保に努めます。
 - ・ 道のホームページ等を活用し、放射性物質の検査結果や貝毒発生状況などの道産水産物の安全・安心に関する様々な情報を発信し、消費者の理解を深めていきます。

 - 良質な水産物の安定的な供給体制づくり
 - ・ 水産物の水揚げ拠点である漁港において、屋根付き岸壁や清浄海水導入施設等の整備を推進します。
 - ・ 鮮度保持施設等の整備や水産加工場のHACCP取得促進によって品質保持や衛生管理の高度化を図ります。
 - ・ 産地市場の衛生管理向上や生産者が行う鮮度保持の取組など、漁獲から流通・加工に至る各過程において衛生管理の高度化を促進します。

7 水産物の競争力の強化

- 施策課題
 - ・ 漁業生産が減少する中、ブランド化等の付加価値向上の取組によって、資源の有効活用を図りながら、競争力を発揮し、経営の安定を図っていく必要があります。
 - ・ 水産物消費の回復に向けて、多様化している消費者ニーズに対応した取組を進めていく必要があります。
 - ・ 海外での水産物需要の高まり等の好機を生かして、道産水産物の輸出を促進する環境づくりが求められています。

- 施策の展開方向
 - 道産水産物の付加価値向上と販路拡大
 - ・ 漁獲が増加傾向にあるイワシやブリ等の資源について、付加価値向上や販路拡大など、資源の有効活用を促進します。
 - ・ 地域特性を活かしたブランド化や地理的表示保護制度（GI）の活用、6次産業化などの取組により水産物の差別化や付加価値向上を図るとともに、観光等の他産業との連携や大消費地への高鮮度出荷などの取組を促進します。

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際し、道産水産物の活用が図られるようPR活動等に取り組みます。

○ ライフスタイルの変化等に対応した魚食の普及

- ・ 『今日はお魚！』提言書に基づき、生産から流通、販売、消費に至る関係者が幅広く連携した消費拡大の取組を推進します。
- ・ 外食等に対応した製品開発や家庭での調理方法の提案など、多様化するニーズに対応した魚食普及を推進します。
- ・ 次代を担う子ども達を対象として、学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などにより魚食習慣の定着を図ります。

○ 輸出拡大に向けた環境づくり

- ・ 主要輸出品目であるホタテガイやサケに加えて、ブリ・サバ・イワシ等の生鮮品や高次加工品などによる輸出品目の多様化、さらには、東南アジアやEUなど新たな輸出先国の開拓など、生産者団体と連携して販売促進活動等の取組を進め、海外市場の拡大を図ります。
- ・ 海外での道産水産物の競争力を発揮するため、日本発の水産エコラベルであるMELの取得などの取組を進めます。
- ・ 輸出先国の規制等を踏まえて、生産海域でのモニタリングを実施するとともに、衛生管理型漁港や鮮度保持施設等の整備、水産加工場のHACCP認定取得を促進するほか、輸出手続きの利便性向上など、輸出手続きの円滑化に努めます。

8 水産資源の生育環境の保全及び創造

● 施策課題

- ・ 水産資源の維持・増大を図る上で、藻場・干潟等の生育環境の保全は重要であり、漁業生産が低位な日本海地域においては、磯焼け漁場の機能回復が喫緊の課題となっており、地域に応じた対策の推進が必要となっています。
- ・ 近年、集中豪雨に伴う流木や土砂等の流入により、沿岸漁場の環境が悪化しており、森・川・海が一体となった流域や沿岸域の環境保全の取組が求められています。

● 施策の展開方向

○ 豊かな海と森づくりの推進

- ・ 藻場・干潟の維持・回復を図るため、漁業者が主体となった保全活動等を促進するほか、コンブやモク類、アサリ等を対象とした藻場・干潟の造成を推進します。
- ・ ウニの密度管理や藻場造成技術の改良など、地域に合った磯焼け対策を推進します。
- ・ 漁協女性部と消費者団体、学校や企業等との連携による魚付林や河畔林の整備・保全を促進します。

○ 水域環境の保全対策の推進

- ・ 地域の清掃ボランティアや関係機関との連携協力による海浜美化運動や国の支援事業などを活用した流木等の漂流・漂着物の回収・処理対策を推進するとともに、関係機関が連携した流木の発生抑制と利用促進等の対策に取り組みます。
- ・ 農林漁業団体や市町村・道等の流域関係者の連携により、河川や周辺の陸域環境の保全を図るとともに、治山ダム等の河川工作物の改良や魚道の適切な維持管理等によって、サクラマス等の魚類の生育環境の保全に取り組みます。
- ・ 外来魚の持ち込みや拡散の防止、効果的な駆除により、河川や湖沼の生物多様性の保全に取り組みます。
- ・ 外来種であるヨーロッパザラボヤについては、漁業被害を与える有害生物であることから、発生状況のモニタリングや関係者への情報提供を行うとともに、駆除や適正処理等を促進します。

9 環境と調和した水産業の展開

● 施策課題

- ・ トドやオットセイ、アザラシ等の海獣による被害の増加など、有害生物が漁業経営に深刻な影響を与えており、漁業被害防止対策の推進が求められています。
- ・ 水産系廃棄物の適正処理と循環的利用が求められています。

● 施策の展開方向

○ トド等の有害生物による漁業被害防止対策の推進

- ・ トド等の海獣類による被害軽減を図るため、生態調査を一層進めるとともに、関係機関と連携して、駆除や追い払いの実施、強化網の開発・導入など、漁業被害防止対策の充実・強化に取り組みます。
- ・ トドについては、国の管理計画に基づく駆除が効果的に行われるよう、漁業者ハンターの確保・育成や、来遊初期の集中駆除、地域間で連携した一斉駆除などに取り組み、オットセイやアザラシについては、被害抑止手法の検討を進めます。

○ 水産系廃棄物の適正処理と循環的利用の促進

- ・ 地域における水産系廃棄物の処理体制づくりを促進するとともに、魚類残渣の再生利用など、循環的利用を促進します。

10 快適で住みよい漁村の構築

● 施策課題

- ・ 漁村地域は、大規模地震をはじめ、多発する台風・低気圧等の自然災害による津波や高潮などの被害を受けやすいことから、安全で安心な漁村地域づくりが求められています。
- ・ 住みやすく働きやすい漁村づくりのため、就労環境の改善や都市部と比べて遅れている生活環境基盤の整備が求められています。

● 施策の展開方向

○ 安全で安心な漁村地域づくりの推進

- ・ 大規模地震や津波、激甚化が懸念される台風・低気圧等に対応するため、海岸保全施設や漁港の耐震岸壁の整備、漁村における防災情報伝達施設の整備など、漁港漁村の防災力強化対策を推進します。
- ・ 漁船等の海難事故の未然防止や漁業者等による海難救助活動の取組を促進します。

○ 住みやすく働きやすい漁村づくりの推進

- ・ 水揚げ拠点となる漁港等の機能を持続的に発揮するため、施設の長寿命化対策に取り組みます。
- ・ 漁港における就労環境改善を図るため、屋根付き岸壁や浮き棧橋などの整備を進めるとともに、漁村の生活環境の向上を図るため、集落排水施設等の整備を進めます。

1 1 活力ある漁村の構築

● 施策課題

- ・ 都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問や漁村の人々との交流促進など、観光施策等と連携して漁村地域の活力向上を図っていく必要があります。
- ・ 離島では、地理的条件の不利に加え、漁業就業者の減少・高齢化により漁村の活力の低下が進んでいることから、離島漁業の再生に向けた取組を着実に進めていくことが必要となっています。
- ・ 海洋性レクリエーションが普及する中、遊漁者等による漁港での迷惑駐車やゴミ放置、水域でのプレジャーボートや水上バイクの係留・航行等が課題となっており、漁業活動との調和を図っていくことが必要となっています。

● 施策の展開方向

○ 海を活かした特色ある地域づくり

- ・ 複数漁港の一体的利用と役割分担による機能発揮を図るために統合した漁港等を中心として、静穏域における増養殖利用や体験型観光での活用など、漁業生産活動の拠点となる漁港の機能を最大限に発揮しながら、漁港を核とした魅力ある漁村づくりを推進します。
- ・ 都市との交流等機会を創出するため、地域の漁業と観光産業や学校などとの連携を進め、「渚泊」などの滞在型観光等の受入体制の整備や、漁村の伝統文化・食材等を活かした地域が主体となった取組を促進します。
- ・ 離島地域においては、増殖事業等による漁業生産力の向上や、新規就業者定着促進など、漁業の再生活動を促進します。

○ 水域の健全な利用

- ・ 余暇活動で漁村を訪れる人々のマナー向上等に関する普及啓発や水域の利用に関

する情報の提供に努めます。

- 漁業と遊漁の調整が必要な地域については、「船釣りライセンス制」などによる秩序ある漁場や漁港の利用を促進します。
- 水域や漁港施設の利用について、市町村や関係機関と連携し、適正な利用や安全に関する指導、啓発を進めます。

12 道民理解の促進

●施策課題

- 道民自身が水産業・漁村を支えるという視点に立ち、水産業の振興などに自発的に関わっていただけるよう、家庭・学校・地域など様々な場において、道民の水産業や漁村に対する理解を深める取組が必要です。
- ライフスタイルが変化する中、将来にわたって健康で豊かな生活を実現するため、安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身につける「食育」の推進に期待が寄せられています。

●施策の展開方向

○水産業・漁村についての総合的なPR活動の展開

- 水産業や漁村の理解を深めるため、漁業者等による藻場・干潟の保全や海難救助活動、漁村文化の継承等の水産業や漁村が果たしている役割をはじめ、魚介類・鯨等の地域の伝統的な食文化などについての道民理解を促進します。
- インターネットの活用や水産関係者と連携した出前授業の取組など、水産業や漁村に関する情報提供の充実に努めます。
- 学校給食における道産水産物の利用促進や水産業に関する学習機会などを通じ、食育の取組を進めます。
- 学校関係者や消費者団体などと連携して、料理教室や漁業体験などの場を通じ、道民と地域の生産者との交流を促進します。

13 水産業の振興に関する技術の向上

●施策課題

- 近年の海洋環境の変化や自然災害の多発の影響等で漁業生産が大きく減少している状況の中、多様化するニーズに対応した技術開発や調査研究、技術普及を推進していくことが必要となっています。
- 調査研究成果の迅速な普及や増養殖技術の高度化などを図るため、試験研究機関、市町村、漁業者等との連携強化による技術の普及や指導が必要となっています。

●施策の展開方向

- 試験研究機関等と連携した水産業の技術開発や調査研究の推進
 - ・ 安定した漁業生産を確保するため、水産資源の動向や漁場環境のモニタリング、資源や海域の特性を生かした資源管理技術の開発、増養殖技術の開発などを推進します。
 - ・ 海洋環境の変化等で増加傾向にある資源の有効活用や水産加工業の高度化を図るため、水産物の品質管理技術や高度利用技術の開発などを推進します。
 - ・ 豊かな自然環境との共生を目指した水産業の振興を図るため、水域の環境評価や海況変動の予測、水域生態系の保全等に関する調査研究を推進します。

- 地域ニーズに対応した技術普及の推進
 - ・ 水産資源を持続的に利用するための漁場環境の保全や資源管理、増養殖、さらには、経営改善や後継者の育成など、多様化する地域ニーズに対応した普及指導を推進します。
 - ・ 試験研究機関、市町村、漁業者等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な普及指導を推進します。
 - ・ 試験研究機関と連携した海外からの研修の受入や地域での外国人技能実習制度による技術移転などを通じた国際貢献に努めます。

第4 水域別の施策の展開方向

本道は、全国の12.5%にあたる4,457km（うち北方領土、1,348km）の海岸線を有し、太平洋、オホーツク海、日本海の3つの海に囲まれ、海域毎に自然条件や社会経済条件、水産業をめぐる課題などが異なります。

第3の「施策の展開方向」では、全道的な視点から施策の課題や取組を取りまとめましたが、ここでは、各地域における重要で代表的な課題を取り上げ、施策の展開方向を取りまとめています。

1 区分の考え方

本道の沿岸域は、日本海、太平洋、オホーツク海の3海域に大別できますが、日本海の海域は積丹岬を境に北部と南部に、また太平洋の海域はえりも岬を境に東部と西部とに分けられます。

また、国土面積の約2割を占める陸域には、多数の河川や湖沼が存在し、漁業や養殖業が営まれていることから、内陸水域についての施策も取りまとめています。

海 域	自然条件（海流）	漁 業 特 性
日本海北部 (稚内市～積丹町)	暖流域	採介藻、各種刺網、ほたてがい稚貝養殖、沖合底びき網 等
日本海南部 (神恵内村～函館市 (旧椴法華村))	暖流域	採介藻、各種刺網、底建網、いか釣り 等
えりも以西太平洋 (函館市(旧南茅部町)～えりも町)	冬・春季寒流域 夏・秋季暖流域	こんぶ漁業、ほたてがい養殖、すけとうだら刺網、沖合底びき網、さけ定置網 等
えりも以东太平洋 (広尾町～羅臼町)	寒流域	こんぶ漁業、さけ定置網、さんま棒受け網、沖合底びき網 等
オホーツク海 (斜里町～猿払村)	冬・春季寒流域 夏・秋季暖流域	ほたてがい漁業、さけ定置網、かに籠、沖合底びき網 等
内陸の水域 (河川・湖沼)	河川 約1,500 天然湖沼約200 ダム湖 約150	ほたてがい、しじみ、わかさぎ漁業、ます類養殖業、ヤマベ、ヒメマス、アユなどの遊漁 等

注：漁獲統計等は、宗谷岬、積丹岬及びえりも岬を境としたものがないため、それぞれ稚内市と猿払村、積丹町と神恵内村及びえりも町と広尾町を境として扱う。

2 水域別の施策の展開方向

(1) 日本海北部海域（稚内市～積丹町）

○ 地域の概要

- 平成27年の人口は30万6千人で、平成42年には24万2千人となることが推計されています。
- 平成27年の漁業生産は9万トンで、スケトウダラやホッケ等の漁獲不振等から5年前と比べて44%の減少となっています。
- 地域の漁業就業者は4千人（H25）と5年間で14%減少しているほか、男子漁業就業者の35%が65才以上であるなど、高齢者の割合は高くなっています。
また、漁業就業者1人当たりの生産高は、35トン、849万円となっており、全道平均の44トン、978万円と比べてやや低位にあります。

● 施策の展開方向

日本海北部海域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- 水産資源の適切な管理による資源増大のため、スケトウダラやホッケなど、漁業者による資源管理の取組を推進します。
- ヒラメやニシン、ナマコ、サクラマスなどの栽培漁業の取組を一層推進するとともに、日本海漁業振興基本方針に基づき、ホタテガイやウニ等の養殖の拡大や他漁業との組合せ等による新たな生産体制づくりや、付加価値向上の取組を推進します。
- 地域の労働力が減少する中、ホタテガイ種苗生産の安定化を図るため、養殖作業の省力化等により生産体制の効率化を促進します。
- コンブ養殖技術の改良等により生産の安定化を図るとともに、省力機器の導入等の生産体制の軽労化などの取組によって生産力の向上を図ります。
- 漁業就業者の減少・高齢化に対応していくため、市町村や漁協等を主体とした地域での新規就業者の受入体制の整備を進めるとともに、就業機会の確保や住環境の整備等の総合的な検討の促進などによって、新規就業者の参入しやすい環境づくりを進めます。
また、地域で営まれている漁業の状況を踏まえて、新規就業者が複数の漁業を組み合わせることで技術を習得して、安定収入を確保する新たな就業モデルの検討を進めます。
- トド等の海獣による被害の実態や防止対策等の情報共有、地域間の連携等によるトドの効果的な駆除など、道、市町村、漁協等が連携して、漁業被害の低減に向けた効果的な被害防止対策を推進します。

(2) 日本海南部海域（神恵内村～函館市(旧榎法華村)）

○ 地域の概要

- 平成27年の人口は39万1千人で、平成42年には31万2千人となることが推計されています。
- 平成27年の漁業生産は4万1千トンで、スケトウダラやホッケ等の漁獲不振等から5年前と比べて45%の減少となっています。
- 地域の漁業就業者は4千人（H25）と5年間で21%減少しているほか、男子漁業就業者の43%が65才以上であるなど、高齢者の割合はかなり高くなっています。
また、漁業就業者1人当たりの生産高は、14トン、500万円となっており、全道平均の44トン、978万円と比べて低位にあります。

● 施策の展開方向

日本海南部海域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- 水産資源の適切な管理による資源増大のため、スケトウダラやホッケなど、漁業者による資源管理の取組を推進します。
- ヒラメやニシン、ナマコ、サクラマスなどの栽培漁業の取組を一層推進するとともに、日本海漁業振興基本方針に基づき、ホタテガイやウニ等の養殖の拡大や他漁業との組合せ等による新たな生産体制づくりや、付加価値向上の取組を推進します。
また、イワガキやアサリ等の新たな養殖技術の開発に取り組みます。
- コンブ養殖技術の改良等により生産の安定化を図るとともに、省力機器の導入等の生産体制の軽労化などの取組によって生産力の向上を図ります。
- 漁業就業者の減少・高齢化に対応していくため、市町村や漁協等を主体とした地域での新規就業者の受入体制の整備を進めるとともに、就業機会の確保や住環境の整備等の総合的な検討の促進などによって、新規就業者の参入しやすい環境づくりを進めます。
また、地域で営まれている漁業の状況を踏まえて、新規就業者が複数の漁業を組み合わせて技術を習得して、安定収入を確保する新たな就業モデルの検討を進めます。
- トド等の海獣による被害の実態や防止対策等の情報共有、地域間で連携等によるトドの効果的な駆除など、道、市町村、漁協等が連携して、漁業被害の低減に向けた効果的な被害防止対策を推進します。
- 漁港の静穏域におけるウニの増養殖利用や体験型観光での活用など、漁業生産活動の拠点となる漁港の機能を最大限に発揮しながら、漁港を核とした魅力ある漁村づくりを推進します。

(3) えりも以西太平洋海域（函館市(旧南茅部町)～えりも町）

○ 地域の概要

- 平成27年の人口は50万1千人で、平成42年には42万6千人となることが推計されています。
- 平成27年の漁業生産は30万1千トンで、サケ等の漁獲不振等から5年前と比べて5%の減少となっています。
- 地域の漁業就業者は7千7百人（H25）と5年間で16%減少しているほか、男子漁業就業者の23%が65才以上となっています。
また、漁業就業者1人当たりの生産高は、38トン、754万円となっており、全道平均の44トン、978万円と比べてやや低位にあります。

● 施策の展開方向

えりも以西太平洋海域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- 水産資源の適切な管理による資源増大のため、スケトウダラやカレイ、シシャモ、ケガニなど、漁業者による資源管理の取組を推進します。
- 秋サケ資源の回復・安定化を図るため、ふ化場の改修等により飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流等の技術改良に取り組めます。
- 噴火湾地域の養殖ホタテガイの生産回復・安定化を図るため、養殖技術の改良や養殖施設の強靱化等の取組を進めるとともに、外来種であるヨーロッパザラボヤによる被害防止を図るため、駆除・改修の取組を促進します。
- コンブ養殖技術の改良等により生産の安定化を図るとともに、省力機器の導入等の生産体制の軽労化などの取組によって生産力の向上を図ります。
- マツカワの種苗生産の安定化や放流方法の見直しによる放流効果の向上に取り組むとともに、他県と連携しながら広域的な資源管理の検討を進めます。
- 漁業就業者の減少・高齢化に対応していくため、市町村や漁協等を主体とした地域での新規就業者の受入体制の整備を進めるとともに、就業機会の確保や住環境の整備等の総合的な検討の促進などによって、新規就業者の参入しやすい環境づくりを進めます。
また、地域で営まれている漁業の状況を踏まえて、新規就業者が複数の漁業を組み合わせて技術を習得して、安定収入を確保する新たな就業モデルの検討を進めます。
- アザラシ等の海獣による被害の実態や防止対策等の情報共有、効果的な駆除など、道、市町村、漁協等が連携して、漁業被害の低減に向けた効果的な被害防止対策を推進します。

(4) えりも以東太平洋海域（広尾町～羅臼町）

○ 地域の概要

- 平成27年の人口は28万9千人で、平成42年には23万5千人となることが推計されています。
- 平成27年の漁業生産は35万4千トンで、イワシやサバ等の漁獲が増加しているものの、秋サケやサンマ、スルメイカ等の漁獲不振等から5年前と比べて12%の減少となっています。
- 地域の漁業就業者は8千9百人（H25）と5年間で5%減少しているほか、男子漁業就業者の15%が65才以上となっています。
また、漁業就業者1人当たりの生産高は、44トン、954万円となっており、全道平均の44トン、978万円と同規模となっています。

● 施策の展開方向

えりも以東太平洋海域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- 水産資源の適切な管理による資源増大のため、スケトウダラやカレイ、シシャモ、ケガニなど、漁業者による資源管理の取組を推進するとともに、資源が増加傾向にあるイワシなどの魚種の有効活用の取組を推進します。
- 秋サケ資源の回復・安定化を図るため、ふ化場の改修や餌料改良等により飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流等の技術改良に取り組みます。
- コンブについて、雑海藻駆除による漁場機能の回復等の取組を進めるとともに、省力機器の導入等の生産体制の軽労化などの取組によって生産力の向上を図ります。
- 北方四島周辺水域における安全操業や、貝殻島こんぶ漁業などの操業機会の確保に向けた民間交渉を促進します。
- 道東地域において、ロシア水域サケ・マス流し網漁業に代わる漁業や増養殖の取組など、新たな生産体制づくりを進めます。
- 隣接地域の発展につながるよう、北方四島での共同経済活動における増養殖等の取組について、具体的な検討を進めます。
- 流木等の漂流・漂着物の回収・処理対策を推進するとともに、流木被害の多い十勝管内をモデルに関係機関が連携した流木の発生抑制と利用促進等の対策を推進します。

(5) オホーツク海海域（斜里町～猿払村）

○ 地域の概要

- 平成27年の人口は24万人で、平成42年には20万2千人となることが推計されています。
- 平成27年の漁業生産は28万7千トンで、秋サケの漁獲不振、ホタテガイの低気圧被害等から5年前と比べて34%の減少となっています。
- 地域の漁業就業者は5千1百人（H25）と5年間で6%減少しているほか、男子漁業就業者の10%が65才以上となっています。
また、漁業就業者1人当たりの生産高は、83トン、1,829万円となっており、全道平均の44トン、978万円と比べて高位にあります。

● 施策の展開方向

オホーツク海海域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- 水産資源の適切な管理による資源増大のため、スケトウダラやホッケ、ケガニなど、漁業者による資源管理の取組を推進します。
- 秋サケ資源の回復・安定化を図るため、ふ化場の改修や餌料改良等により飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流等の技術改良に取り組みます。
- ホタテガイの生産回復・安定化を図るため、ハザードマップの作成や時化の影響が少ない沖合での漁場造成等により、災害に強い漁場づくりを促進します。
- HACCP等に対応した荷捌き施設、鮮度保持施設、加工処理施設などの流通加工施設の整備により、漁港の施設整備と併せて一貫した衛生管理の高度化を促進します。

(6) 内陸の水域（河川・湖沼）

○ 内水面漁業・養殖業の概要

- 本道における内水面は、流域面積で国内第2位の石狩川のほか、十勝川や天塩川をはじめ大小約1,500の河川、天然・人工湖沼があり、各地で漁業とマス類などの養殖業が行われています。
- 内水面における漁業は共同漁業権で52件、区画漁業権で17件（平成29年現在）が免許されており、生産規模は全道で約7千トン、21億円（平成27年）で、ワカサギやヒメマスやシジミなど地域の重要な資源となっているほか、ヤマベ、ヒメマス、アユなど遊漁の対象としても地域の振興に貢献しています。

● 施策の展開方向

内陸の水域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- 増養殖技術の普及や販路に係る情報提供等を通じた漁業者・養殖業者の育成強化を図るとともに、資源等の調査や資源管理、増殖・種苗生産事業の実施など、ワカサギやヒメマス、シジミ等の資源の維持・増大の取組を促進します。
- 観光と連携した地域資源のブランド化や農林業等との連携した良好な生育環境の保全など地域の特色を活かした取組を促進します。
- 外的要因に影響されやすい内水面の特色を踏まえ、生態系に影響を与えるブルーギル、ブラウントラウト等の外来種の情報収集や必要な駆除の取組を推進します。
- 本州地域で被害が深刻となっているカワウをはじめとする鳥類による食害について、他県と連携を図りながら情報収集を行います。
- 内水面の多面的機能を発揮させるために、生育環境の保全等に加え、河川や湖沼等での釣りのルールやマナーの定着を促進します。

第5 計画の目標（漁業生産の目標）

1 基本的な事項

- 漁業生産目標の年次は、国の水産基本計画における自給率目標（持続的な漁業生産目標）との整合を図り、目標年を平成39年としています。
- この漁業生産目標は、水産資源の管理や栽培漁業の推進、水域環境の保全のほか、将来にわたり漁業生産を維持していくための体制づくりなど、道や水産関係者などが取り組む各種施策の効果が発揮され、漁業生産についての課題が解決した場合に実現可能な水準として設定しています。

2 漁業生産の目標

本道周辺海域における主要魚種の漁業生産の減少、台風等によるホタテガイ漁場や養殖施設の被害、漁業就業者の減少や漁船の老朽化に伴う生産力の低下などにより、近年の漁業生産は減少傾向にあり、すう勢としての平成39年の予測値は107万トン程度と考えられます。

道としては、このような中で、資源管理や栽培漁業の取組強化、漁業経営体の育成や就業者の確保などの施策を総合的かつ計画的に進め、126万トンを超える程度に漁業生産を増大させていくことを目標とします。

なお、生産目標の達成に向けては、漁業経営の安定が基本となることから、経営対策や消費流通対策などの取組を併せて推進していきます。

単位：万トン

区分		平成25年	平成27年	平成39年 すう勢	平成39年 目標	備考
海面漁業・養殖業	魚類	64	52	46	60	サケ、スケトウダラ、ホッケ等
	水産動物	12	9	8	9	タコ、イカ、カニ、ウニ等
	貝類	47	38	46	46	ホタテガイ、ホッキガイ、アサリ等
	海藻類	8	8	6	10	マコンブ、ナガコンブ等
	計	131	107	106	125	
内水面	1	1	1	1		
総計	132	108	107	126		

資料：北海道水産現勢（ただし、内水面は、漁業・養殖業生産統計年報（農林水産省）

ウニ・カキを殻付き重量、海藻類を生重量に換算

本道における主要魚種についての施策の展開方向は次のとおりです。

単位：万トン

魚種	平成25年	平成27年	平成39年 すう勢	平成39年 目標	考え方等
スケトウダラ	21	16	16	16	近年、漁業生産量は減少傾向で推移していますが、本道周辺海域には複数の系群が存在し、資源水準が低位となっている系群もあるため、漁獲量の管理や未成魚の保護などの資源管理を進め、漁業生産の維持増大を図ります。
マガレイ ソウハチ	1.0	0.7	0.9	0.9	近年、漁業生産量は概ね横ばいで推移していますが、漁獲量の管理や未成魚の保護などの資源管理を進め、漁業生産の維持増大を図ります。
ホッケ	5.2	1.7	0.2	1.7	本道周辺海域には複数の系群が存在し、特に道北系群の資源が急激に減少していますが、漁獲努力量の削減等を進め、資源の早期回復を図ります。
サケ (秋サケ)	13	12	9	15	近年、秋サケ資源の減少が続いていることから、沿岸環境の変化に合わせた稚魚の放流や稚魚の飼育環境の改善など、稚魚の生産・放流体制の見直し等を進め、資源の回復と安定化を図ります。
ホタテガイ	45	37	44	45	平成27年以降、低気圧等の被害で減産していますが、増養殖技術の改良等による生産の回復と安定化を見込むほか、輸出拡大などの施策と連動した取組を進めます。
コンブ (生体重量)	8	8	6	10	近年、生産量は10万トンを下回る状況が続いていますが、漁場の整備や漁場環境の保全、漁業就業者の確保など、生産安定に向けた取組を進め、生産回復を図ります。

単位：百トン

ヒラメ	8.9	8.6	9.5	9.6	近年、栽培漁業の取組によって漁業生産量は概ね横ばいで推移していますが、安定した種苗放流事業を展開するとともに、小型魚の保護などの資源管理を促進します。
マツカワ	1.7	1.8	1.8	1.8	
ニシン (日本海海域)	26	17	19	26	近年、栽培漁業の取組によって漁業生産量は増加傾向で推移しており、安定した種苗放流事業を展開するとともに、漁業者の自主的な資源管理の取組などを促進します。
ウニ (殻付き)	47	47	45	49	近年、栽培漁業の取組によって漁業生産量は概ね横ばいで推移していますが、種苗の適期放流や密度管理等によって餌料海藻を確保し、ウニの歩留を改善するとともに、籠養殖の普及拡大を図ります。
ナマコ	23	23	21	24	近年、漁業生産量は減少傾向で推移しており、種苗生産・育成技術の向上や放流技術の開発等を進め、漁業者の資源管理などの取組を促進します。

第6 計画の推進体制

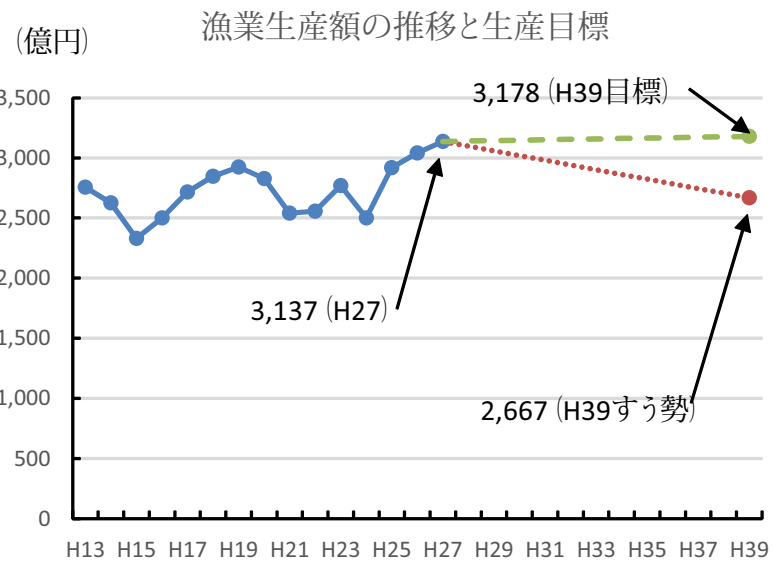
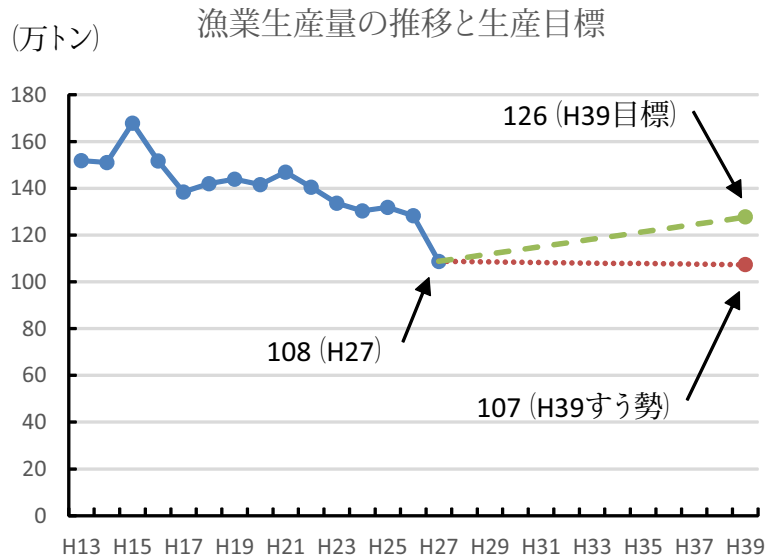
1 推進体制

- 計画の具体的な推進にあたっては、地域主権の進展を踏まえ、水産関係者をはじめとして、道民の主体的な取組を基本に市町村や水産関係者、消費者などとの役割分担を明確にし、連携・協力した取組を進めます。
また、厳しい財政状況に対応するため、「選択と集中」の視点から施策の重点化を図り、計画的に推進します。
- 試験研究機関等と連携して、水産分野における技術開発を進めるとともに、機能性食品の開発や生態系の保全に関する調査研究など、試験研究機関等が有する幅広い研究分野との連携機能を効果的に活用し、多様な道民ニーズに応える研究開発を推進します。
- 地域固有の課題への迅速で的確な対応や地域の主体性を生かした地域づくりなどを進めるため、庁内各部局との横断的な連携を図るとともに、総合振興局・振興局体制において、効率的かつ効果的な水産施策を展開します。

2 推進管理

- 計画の実効性を確保するため、水産業・漁村の振興に関する施策について、条例に基づいて作成する年次報告により、議会に毎年度報告するとともに、北海道水産業漁村振興審議会や道民の方々に公表していきます。
- 毎年度、施策評価を実施し、その結果を踏まえ見直しや改善を行います。

1 関連図表



2 関連指標

「第3施策の展開方向」の3担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進、4安定的な水産業経営の育成に関連する指標として、漁業経営体、漁業就業者の目標を取りまとめました。

○ 漁業経営体・漁業就業者数の目標（海面）

区分	単位	平成25年	平成27年	平成39年	
				すう勢	目標
経営体数	千経営体	12.9	12.2	8.4	8.8
就業者数	千人	29.7	28.9	21.8	22.8
(新規就業者数)	人	(216)	(221)	(229)	(260)

同じく6安全かつ良質な水産物の安定的な供給、7水産物の競争力の強化に関連する指標として、漁業・水産加工生産額の目標を取りまとめました。

○ 漁業・水産加工生産額の目標

(億円)

区分		平成25年	平成27年	平成39年	
				すう勢	目標
漁業 生産額	海面	2,900	3,116	2,647	3,156
	内水面	19	21	20	22
	計	2,919	3,137	2,667	3,178
水産加工生産額		6,470	6,395	6,365	6,617

3 海域別の漁業生産の目標

	日本海北部海域			日本海南部海域			えりも以西太平洋海域			えりも以東太平洋海域			オホーツク海海域		
	平成34年		平成27年	平成34年		平成27年	平成34年		平成27年	平成34年		平成27年	平成34年		
	すう勢	目標		すう勢	目標		すう勢	目標		すう勢	目標		すう勢	目標	
魚類	4.3	4.5	5.8	1.3	1.3	1.7	11.9	10.3	13.5	24.8	21.9	28.7	9.7	8.1	10.7
水産動物	1.4	1.2	1.3	1.5	1.6	1.9	1.6	1.4	1.6	3.4	2.8	3.2	0.8	1.2	1.4
貝類	2.8	4.1	4.2	0.2	0.2	0.2	13.1	11.7	11.8	4.1	4.1	4.2	18.2	25.6	26.0
海藻類	0.5	0.3	0.6	1.1	0.8	1.3	3.5	2.4	4.2	3.2	2.3	3.9	0.0	0.0	0.1
計	9.0	10.1	11.9	4.1	3.9	5.1	30.1	25.8	31.1	35.5	31.1	40.0	28.7	35.1	38.2

4 関連する主な計画等

- 北海道総合計画

<水産に関連する基本計画等>

- 栽培漁業基本計画（水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画）
- 海域別栽培漁業推進計画
- 北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針
- 北海道さけ・ます人工ふ化放流計画
- 北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
- 北海道遊漁指針
- 漁港漁場整備長期計画
- 日本海漁業振興基本方針
- 道総研における研究開発の基本構想 等

<他分野に関連する主な基本計画等>

- 北海道食の安全・安心基本計画
- 北海道食育推進計画
- 北海道森林づくり基本計画
- 北海道環境基本計画
- 北海道観光のくにづくり行動計画 等

5 用語解説

【ア】

アザラシ	アザラシ科の総称。日本近海ではアゴヒゲアザラシ <i>Erignathus barbatus</i> 、クラカケアザラシ <i>Phoca fasciata</i> 、ゴマフアザラシ <i>Phoca largha</i> 、ゼニガタアザラシ <i>Phoca vitulina</i> 、ワモンアザラシ <i>Pusa hispida</i> の5種が分布している。
いそや 磯焼け	コンブやワカメなどの海藻類が極端に減少し、岩礁が無節石灰藻（主成分が石灰質の海藻）に覆われて、岩面が白ないし黄色化する現象。昭和30年以降から日本海沿岸を中心に見られており、その原因は、海況の変化やウニ等の食害などが言われている。
イワガキ	イタボガキ科マガキ属に分類される <i>Crassostrea nippona</i> 。日本で一般的なマガキ <i>Crassostrea gigas</i> は秋から冬が旬であるのに対し、本種は春から夏が旬とされる。
うおつきりん 魚付林	海岸、河川、湖沼の水面への樹木の投影、養分の供給、水質汚濁の防止など、魚類をはじめとする水産生物の棲息、繁殖を助ける役割を果たしている森林。
オットセイ	アシカ科のうちキタオットセイ属とミナミオットセイ属の総称。日本近海にはアシカ科キタオットセイ属のキタオットセイ <i>Callorhinus ursinus</i> が分布している。

【カ】

かいじゅう 海獣による ぎぎょう 漁業 ひがい 被害	魚網などの破損による直接被害と、漁獲物の損傷、網の損傷や被害未然防止のための休業による操業機会の逸失などの間接被害がある。
かいどく 貝毒	二枚貝などが有毒なプランクトン（貝毒プランクトン）を摂取することにより体内に蓄積する自然毒のこと。代表的なものは「麻痺性貝毒」と「下痢性貝毒」で、その原因となる植物プランクトンは、麻痺性貝毒は <i>Alexandrium tamarense</i> 、下痢性貝毒は <i>Dinophysis fortii</i> 等が知られている。
がいらいぎょ 外来魚	もともと分布していない海外起源の魚類。生態系、人の生命・身体、農林水産業への影響が懸念される。北海道では北海道内水面漁業調整規則によりオオクチバス <i>Micropterus salmoides</i> 、コクチバス <i>Micropterus dolomieu</i> 、ブルーギル <i>Lepomis macrochirus</i> 、ブラウントラウト <i>Salmo trutta</i> 、カムルチー <i>Channa argus</i> 、カワマス <i>Salvelinus fontinalis</i> の移植・放流が禁止されている。
かはんりん 河畔林	河川沿いに分布する森林で、河川により形成された地形構造の上に成立し、河川の影響を強く受け続けるとともに、河川の生態系に影響を及ぼす森林。
かんにゅう 寒流	地球規模でおきる海水の水平方向の流れのうち、高緯度から低緯度へ流れる海流。北海道周辺には親潮（千島海流）とリマン海流が流れている。

『今日はお魚！』 ていげんしよ 提言書	平成28年6月に、雑誌・テレビ等のメディアや小売店、食品メーカー、市場関係者、水産関係者で構成される協議会でとりまとめられた水産物の消費拡大に向けた提言書。
ぎよどう 魚道	河川の水産生物の上下流方向への移動が妨げられる箇所、移動を助けるために設置される工作物。階段状の構造物が一般的である。
けいぐん 系群	水産資源を考える際の単位となり、分布・回遊・産卵場などを異にする独立性の高い集団。

【サ】

さいせいさん 再生産	生産が常に繰り返されている過程を指す。水産生物では繁殖等により増殖すること、世代継続することがそれにあたる。
さいばいぎよぎょう 栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施し、資源を積極的に培養しつつ、漁獲する漁業。
ざいらいしゆ 在来種	その土地に古来から生息する固有種。外来種の対語。
ざつかいそう 雑海藻	漁獲対象としていない海草（花を咲かせ種子で繁殖する植物：アマモ、スガモ等）または海藻（孢子で繁殖する藻類：コンブ、ワカメ、ホンダワラ等）の総称。
しげんかんり 資源管理・収入 あんていたいさく 安定対策	国民への水産物の安定供給を図るため、平成23年から水産庁が導入した、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策・コスト対策を組み合わせた総合的な対策。
しけんけんきゅう き かん 試験研究機関	試験研究を主目的として国、都道府県、大学等が設置する機関。北海道の水産分野では、「独立行政法人 水産総合研究センター 北海道区水産研究所」、「地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部」、「北海道大学 水産学部」等がある。
じそくかのう かいほつもく 持続可能な開発目 ひょう 標（SDGs）	2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。貧困をはじめ、持続可能な生産と消費、海洋資源などの17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。
しゅびょうほうりゆう 種苗放流	有用水産動物の種苗を生産し、自然界に放流すること。
しょくいく 食育	様々な経験を通じて、食の安全や栄養、食文化などの「食」に関する知識と、「食」を選択する力を養うことにより、健康な食生活を実践することが出来る人間を育てること。
すいさん 水産エコラベル	持続可能で生態系など環境に配慮した方法で漁獲された水産物であることを示すラベル。2005年、FAO（国際連合食糧農業機関）において漁業そのものや流通加工過程での管理の取組を定めたガイドラインが合意され、欧米を中心に浸透しつつある。
すいさんぎょう ぎよそん 水産業・漁村が ためんてききのう 有する多面的機能	水産物の安定供給という水産業・漁村の本来的機能以外の機能。国境監視、海難救助等の「国民の生命・財産の保全機能」、藻場・干潟の維持管理、海岸清掃、油濁等汚染源の除去、植樹等による「生態系と海域環境保全機能」、体験学習、交流イベント、文化の創造・継承等の「交流などの場を提供する機能」などがある。

すいさんけいはいきぶつ 水産系廃棄物	水産動植物の採捕又は養殖に伴い発生する廃棄物と、漁獲物を加工することに伴い発生する廃棄物。
すいじょう 水上バイク	水上オートバイの別名で、船舶の一種。推進力としてウォータージェット推進システムを用い、ハンドルバーの操作と操縦者の身体バランスにより操縦するもの。
せいかつし 生活史	生物の一生にわたる変化の様子を、その生活に即して考える場合に用いる言葉。
せいじょうかいすい 清浄海水	有害化学物質や病原性大腸菌等の汚染物質を含まないもしくはその含有量が非常に少ない海水。その利用により衛生管理の強化が期待される。
せいぶつ た ようせい 生物多様性	あらゆる生物間の変異性のこと。同一種内の遺伝的多様性、種間の多様性、生態系の多様性など、さまざまな視点がある。

【夕】

だんりゅう 暖流	地球規模でおきる海水の水平方向の流れのうち、低緯度から高緯度へ流れる海流。北海道周辺には黒潮（日本海流）と対馬海流が流れている。
ちりてきひょうじほご 地理的表示保護 せいど 制度（GI）	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づき、品質や社会的評価等の特性が産地と結びついている製品について、その名称を知的財産として保護する制度。
トド	アシカ科トド属に分類される <i>Eumetopias jubatus</i> 。北太平洋、オホーツク海、日本海、ベーリング海に分布し、雄で体長約3.3m体重約1t、雌で体長約2.5m重300kg近くまで成長する大型の哺乳類。千島列島やアリューシャン列島等に繁殖地を持ち、北海道沿岸へは11月～5月の冬期を中心に来遊してくる。
とりしまり き かん 取締機関	警察や海上保安庁など法令違反を取り締まる機関。

【ナ】

なぎさはく 渚泊	日本ならではの伝統的な生活体験、漁村地域の人々との交流とを楽しむ滞在型旅行。
-------------	--

【ハ】

はま かつりょくさいせい 浜の活力再生プ ラン	漁業者自らが、地域の状況を踏まえた収入向上とコスト削減の方策を検討・実践し、水産業や漁村の地域の再生を図るための計画。
はま かつりょくさいせいこう 浜の活力再生広 いき 域プラン	複数の漁村地域が連携して浜の機能再編や中核的担い手の育成により水産業の競争力強化を図るための計画。
ひ がた 干潟	泥や砂により形成される海岸部の湿地帯で、潮の干満による水面の上下動により陸地と海面下を繰り返す。幼稚子の生育場、藻類の付着基質、鳥類の飛来地、水質浄化機能・緩衝機能として重要な生態学的機能を有する。

プレジャーボート (PB)	Pleasure Boatのカタカナ表記。旅客・貨物の輸送、漁業、作業などの業務を行わない主に余暇活動に利用されるヨットやボートなどの船舶。
ほうしゃせいぶっしつ 放射性物質	放射能(原子核が崩壊して放射線を出す能力)を持つ物質。放射性物質にはもともと自然界に存在するものと、原子力発電等により人為的に発生させたものがある。
ほっぽうりょうど 北方領土	北海道本島の北東の洋上に位置する歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

【マ】

みつりょう 密漁	法令に反して水産動植物を採捕する行為。漁業権の侵害や、免許・許可を得ずに漁業を行った場合等がこれにあたる。
モニタリング	Monitoringのカタカナ表記。継続監視。水温や水質などの物理環境や生物種構成や資源量などの生物環境がその対象となり、継続的に長期間にわたって調査・観測・監視すること。
もば 藻場	沿岸域の海草または海藻が繁茂した場所。魚介類の産卵場、仔稚魚の隠れ場、他の藻類の付着基質として重要な生態学的機能を有する。

【ヤ】

やねつ かんべき 屋根付き岸壁	漁獲した水産物の衛生管理を強化するために、直射日光や鳥の糞による汚染等を防止するために屋根が整備された岸壁。
ゆうぎょ 遊漁	娯楽、趣味、スポーツのために行う、釣りや潮干狩りなどの営利を目的としない水産動植物の採捕。
ようしょく 養殖	収穫の目的をもって、人工手段を加え水産動植物の発生又は発育を積極的に推進し、その個体の数又は量を増加させる行為。道内ではホタテガイ、コンブ、カキなどが代表的である。
ヨーロッパザラボヤ	大西洋減産の外来種。日本在来種のザラボヤと近縁種。

【ラ】

レクリエーション	recreationのカタカナ表記。娯楽、余暇。
じさんぎょうか 6次産業化	農業や水産業などの1次産業に従事するものが、2次産業である食品加工や3次産業である流通・販売に関わることによって、今まで2次・3次産業者が得ていた付加価値を1次産業者が得ることにより1次産業を活性化しようとするもの。

【ABC】

EPA	Economic Partnership Agreement の略。経済連携協定。2国以上の間で、関税の撤廃や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として締結される協定。物やサービスの貿易を自由にする協定(FTA)だけでなく、市場制度や経済活動等、幅広く経済的な関係の強化を含む協定。 日本とEU間でEPA交渉が進められ、平成29年7月には大枠合意、12月に妥結となっている。
-----	---

HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。危害分析重要管理点。食品の中に潜む危害（生物的、化学的あるいは物理的）要因を科学的に分析し、それが除去（あるいは安全な範囲まで低減）できる工程を常時管理し記録する方法。
TAC	Total Allowable Catchの略。漁獲可能量。漁獲量が多く経済的価値が高い魚種や資源状態が極めて悪く緊急に保存管理を行うべき魚種等の漁獲上限を定め、その範囲内に漁獲を収めるよう漁業を管理する制度。日本では、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニの7つが対象として設定されている。
TPP	Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement または単に Trans-Pacific Partnershipの略。環太平洋戦略的経済連携協定。環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定（EPA）であり、サービス、貿易、政府調達、知的財産等を含む包括的協定である。物品貿易については、原則、全品目の関税撤廃とされる。 12カ国（日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、メキシコ、カナダ）で交渉が進められ、平成27年10月に大筋合意、翌2月に署名。平成29年1月に米国が離脱したが、11カ国で協議（TPP11）が進められ、平成29年11月に大筋合意。
U・Iターン	地方で生まれ育った人が都会等で一度生活した後に再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことをUターンといい、生まれ育った故郷以外の地域に移住すること、特に都市部から地方に移り住むことをIターンという。
WTO	World Trade Organizationの略。世界貿易機関。貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する機関。